



# つぼみニュース

発行 NPO法人 後見つぼみ  
住所:横浜市港北区篠原北一丁目9番8号  
TEL&FAX 045-834-9320 045-834-9321  
E-mail  
ホームページ

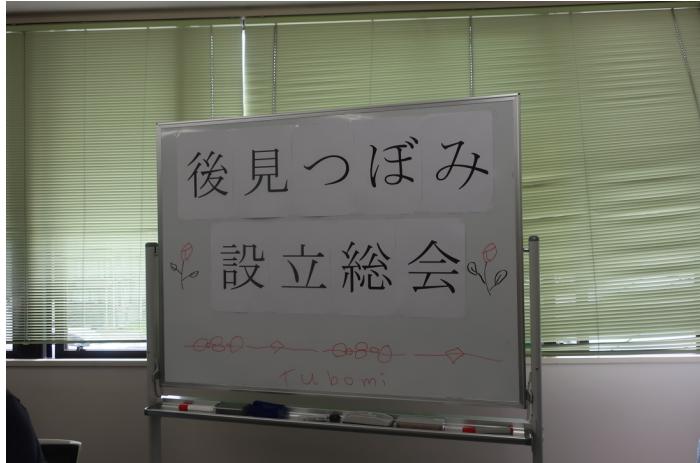
## 新たな時代のはじまり

### つぼみ設立総会

2020年8月9日（土）、NPO 法人後見つぼみの設立総会がつばさの事務所で行われました。会員23名中、17名の参加がありました。

総会では、設立趣旨書や定款の承認の後、理事として須田、山野上、中田、鎌村、高橋、篠崎さんが選任されました。また監事として山村さんが選任されました。

総会終了後に、直ちに第1回の理事・監事が開かれ、代表理事として須田が選任され、報告が行われました。（須田）



### つぼみの誕生

2020年10月29日（木）、横浜市から特定非営利活動法人設立認証通知がありました。翌10月30日（金）、法務局に法人設立の登記をしました。

NPO法人 後見つぼみが誕生したのです。

これからは、全国にも例のないつぼみとつばさの両団体によるノウハウの共有▼人材の活用▼受任の調整▼研修の共催など知恵を絞った協力・連携の新たな時代がはじまります。（須田）

第1号様式（第3条）

横浜市市長指令令第112号  
令和2年10月29日

特定非営利活動法人設立認証通知書

横浜市市長 横浜市  
須田 幸隆 様



令和2年9月11日申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法第12条第1項の規定により認証しましたので、同条第3項の規定により、通知します。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 後見つぼみ
代表者氏名	須田 幸隆
主たる事務所の所在地	横浜市港北区篠原北一丁目9番8号
その他の事務所の所在地	—
定款に記載された目的	この法人は、判断能力の不十分な高齢者、障がい者に対し、本人意思を尊重した法律後見にに関する事業を行い、財産管理はひとりその生活の質（QOL）の向上と権利保護に寄与することを目的とする。
定款に記載された種類	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 人権の保護又は平和の推進を図る活動
定款に記載された事業	特定非営利活動に係る事業 1 成年後見制度の利用相談・申立支援に関する事業 2 成年後見人の法人化受託に関する事業 3 民間助成や法人の担当者・SVの養成、育成に関する事業 4 その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業

（注意）特定非営利活動法人は、この通知の日から2週間に以内に法人設立の登記をすることによって成立します。  
また、この通知の日から2ヶ月を経過した場合、この通知を用いて法人設立の登記をすることはできません。

(A-4)